

特定非営利活動法人 多摩東成年後見の会

設 立 趣 旨

「年をとっても、障がいをもって、だれもが安心して暮らし続けることができる」というノーマライゼーションの理念にもとづき、住み慣れた場所で個人の尊厳を失わずに生きて行くことが私達市民の願いです。

2000年4月、介護保険制度成立と共に、成年後見法が施行されました。これによりサービスの利用は、利用者とサービス提供事業者との契約で行われることになりました。しかし、契約に不慣れな利用者や判断能力が不十分な高齢者や障がい者にとっては、自分自身で契約を結ぶことは難しいことです。

今、わが国の認知症高齢者は約200万人、知的障がい者は約55万人、精神障がい者は約300万人と言われており、更に増加が見込まれています。したがって、今後、権利擁護を支える基本的な担い手である成年後見人の確保が喫緊の課題になっています。現在は親族と弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が後見人を担っていますが、圧倒的な人員不足であることは明らかだと考えています。

そこで私たちは、一般市民が研修を受けて後見人になる「市民後見人」が、わが国の成年後見制度の普及、充実を目指すことを期して、この会を設立することを決意しました。地域の様々な組織・団体・専門職等社会資源との連携を図り、市民後見人として以下のような特色のあるサービスを提供できると考えています。

- 1) 後見事務の現状は財産管理が主体で、本人の生活をサポートする身上監護が重視されていません。しかし、市民後見人によって身上監護の充実を図ることができます。
- 2) お互いが地域住民であることから、地域の実情や社会資源を十分に生かし、市民ならではの見守りができます。
- 3) 法人であるため、長期的かつ継続的な後見人活動ができます。
- 4) 法人に所属する複数人・チーム後見を実施することで、信頼性を確保できます。

以上、「市民後見人」を社会的に普及、定着させ、不特定多数の人々に利益をもたらす公益性の高い「成年後見制度」を充実させる活動に資するため、ここに「多摩東成年後見の会」を設立します。

平成 23年 5月 10日

設立代表者 住 所
東京都小金井市梶野町4丁目7番15号グリーンパテオ102
氏 名 山 澤 宏 通